

## 社会福祉法人台ヶ丘学園大船渡保育園並びに地域子育て支援センター旅費規程

第1条 職員が業務のため出張したときは、別表の基準により旅費を支給する。

2 宿泊等指定の時は、実費額を支給する。

第2条 市内出張の時は、片道2キロメートルを超える場合においてのみ実費交通費のみを支給する。

日当については、市内、沿岸地域（釜石市、住田町、陸前高田市）においては支給しない。但し、理事、監事、委員については日当を別表1により支給する。

第3条 公共交通機関を利用できない場合は、その旨を園長に届け出を致し指示により私用車を使う場合は、1km当り30円の計算にて旅費を支給する。

この場合に於いては、駐車料金等実費を支給する。

### 附 則

- (1) この規程は、平成15年6月1日より実施する。  
平成15年6月1日の規程は廃止する。
- (2) この規程は平成15年12月25日より施行する。  
平成15年12月25日の規程は廃止する。
- (3) この規程は平成16年9月1日より施行する。  
平成16年9月1日の規程は廃止する。
- (4) この規程は平成17年9月1日より施行する。  
平成17年9月1日の規程は廃止する。
- (5) この規程は平成19年11月5日より施行する。  
平成19年11月5日の規程は廃止する。
- (6) この規程は平成20年10月30日より施行する。  
平成20年10月30日の規程は廃止する。
- (7) この規程は平成22年2月1日より施行する。  
平成22年2月1日施行の規程は廃止する。
- (8) この規程は平成26年10月31日より施行する。  
平成26年10月31日施行の規程は廃止する。
- (9) この規程は平成27年5月23日より施行する。

別表1

区分	地域別	汽車賃	船賃	バス賃	日当	宿泊料
理事・監事・委員	東北内	普通車	2 等	実 費	4,000 円	7,000 円
園長・副園長	東北内	普通車	2 等	実 費	2,500 円	7,000 円
職 員	東北内	普通車	2 等	実 費	2,000 円	5,500 円
理事・監事・委員	東北外	普通車	2 等	実 費	4,000 円	12,000 円
園長・副園長	東北外	普通車	2 等	実 費	3,500 円	12,000 円
職 員	東北外	普通車	2 等	実 費	3,000 円	10,000 円
理事・監事・委員	市内近郊	普通車	2 等	実 費	4,000 円	0 円
園長・副園長	市内近郊	普通車	2 等	実 費	0 円	0 円
職 員	市内近郊	普通車	2 等	実 費	0 円	0 円